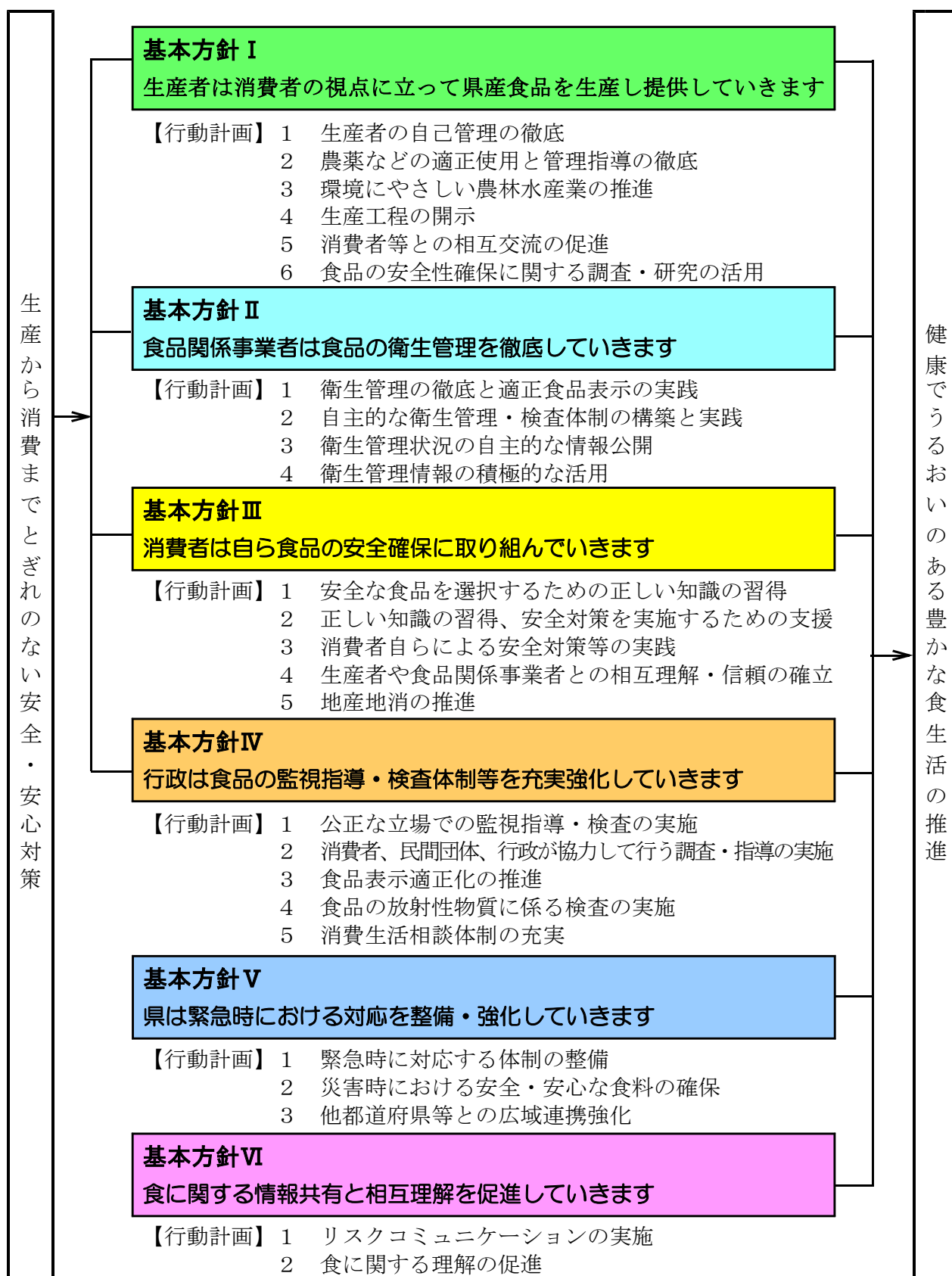


青森県食の安全・安心対策総合指針に基づく  
令和元年度取組実績及び令和2年度取組方針

# 総合指針体系

## 基本方針と行動計画



# 基本方針 I 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

- 推進目標
- 1 認証GAP取得産地数
  - 2 エコファーマー認定者数
  - 3 環境にやさしい農業の取組面積

※ GAPとは、Good Agricultural Practiceの略語で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことで、持続的な生産・改善活動を行うこと

## 1 認証GAP取得産地数

### 【取組方針（R元年度）】

引き続き、「GAPをする」を推進するため、「GAP相談窓口」を継続して設置するほか、農業者を対象とした研修会を開催するとともに、指導者を育成・確保する。

また、「GAPをとる」を推進するため、農業者、農業法人等に対して認証GAP取得費用の一部を助成する。

### （1）取組実績（R元年度）

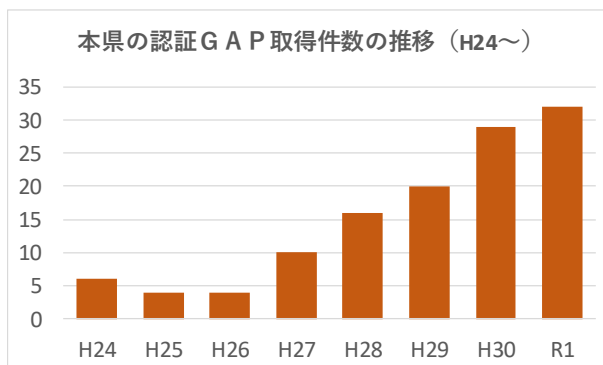
農業者等を対象とした「GAPをする」の推進に向け、農業者の取組段階に応じた研修会（初級、中級）を計4回開催したほか、各地域県民局におけるGAP取組拡大に向け、「GAP相談窓口」を継続して設置し、農業者のニーズに応じた個別指導を展開した。

また、国際水準GAPに対応した指導員の育成・確保を進めるため、普及指導員、JA営農指導員及び農業高校教諭を対象とした指導者レベルアップ研修を計4回開催した。

併せて、認証GAP取得に意欲的な農業法人や農業高校等を対象に、認証取得に必要な審査費用等を支援し、計6者がグローバルGAP等の認証を取得した。



農業者のためのGAPステップアップ研修(藤崎町)



### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R2年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度	
認証GAP取得産地数	14産地	28産地	29産地	33産地	

### （3）課題等

認証GAP取得に意欲的な農業法人や農業高校等が増え、認証取得数は前年度より4件増加し、33産地となった。

一方、国交付金については、令和2年度から農業法人対象の認証取得支援が廃止されたこと、また、認証継続にあたっては一定額の負担を要することから、農業者の経営判断で取得を取りやめるケースが増えつつあるため、GAPを「とる（認証取得）」と「する（自らの農業経営改善のためのGAP手法導入）」を分かりやすく農業者に伝え、GAPに対す

る理解度を向上させる指導のスキルアップが必要である。

J A全農あおもりでは、昨年度から、県内の営農指導員がG A P取組を評価できる高いレベルの指導者育成に取り組んでいる。

#### (4) 取組方針 (R 2年度)

引き続き、G A Pに取り組む農業者の育成・確保に向け、農業者のニーズやレベルに応じたG A P指導を行うとともに、J Aと連携した生産部会を対象とした改善指導を行う。

また、国交付金を活用し、農業高校への認証G A P取得を支援する。

## 2 エコファーマー認定者数

### 【取組方針 (R元年度)】

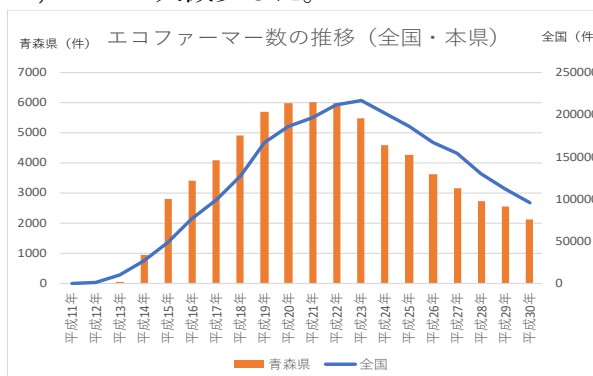
エコファーマーの掘り起こしと啓発活動のほか、生産技術や販売力向上のための研修会開催、生産者と実需者のマッチングなどにより、販路拡大を支援する。

#### (1) 取組実績 (R元年度)

農業者を対象に、生産技術及び販売力向上のための研修会を開催した他、エコ農産物販売協力店の設置を行ったものの、認定期間 (5年) を満了した者が多かったため、エコファーマー認定者数は前年度より1, 201人減少した。



エコ農業チャレンジ塾の開催 (計6回)



#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R 3年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度	
エコファーマー認定者数	2, 771人	3, 400人	2, 127人	926人	

#### (3) 課題等

認定期間を満了したエコファーマーが再認定を受けるためには、新たな生産技術項目に取り組むことが要件となっており、取り組める技術項目は限られていることから、再認定、再々認定といったようにエコファーマーとして永続的に認定を受け続けることは制度的に困難である。このため、新規認定者の掘り起こしを行う必要があるほか、既認定者に対しては、エコファーマーを契機として、よりレベルの高いエコ農産物の認証制度への誘導を図る必要がある。

#### (4) 取組方針 (R 2年度)

研修会等を通じた啓発活動により新規認定者の掘り起こしを実施するほか、認定期間満了者に対しては、県の特別栽培農産物など、よりレベルの高い認証制度へ誘導する。

### 3 環境にやさしい農業の取組面積

#### 【取組方針（R元年度）】

農業者等を対象とした研修会や生産者と実需者のマッチングのほか、環境保全型農業直接支払交付金制度の周知等による取組の拡大を図る。

#### (1) 取組実績(H30年度)

環境にやさしい農業の技術向上のための研修会や生産者と実需者のマッチングなど販路開拓を支援した。国の環境保全型農業直接支払交付金制度を活用した支援については、平成30年度から新たにGAPの取組が要件化されたため、要件を欠く生産者等が出ないようGAP指導やオンライン研修等を実施した。環境にやさしい農業（有機農業、県特別栽培認証、環境保全型農業直接支払交付金）の取組面積は、前年度から約111ha増加した。



エコ農業学校（七戸町）



実需者マッチング交流会（板柳町）



環境交付金に係るGAP指導（東靄親町）

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H27年度 (現状)	R3年度 (目標)	H29年度 (前年)	H30年度 (実績)	
環境にやさしい農業の 取組面積	1,651 ha 〔有機農業 589ha 特別栽培 412ha 環境保全型農業 650ha〕	2,880 ha 〔有機農業 880ha 特別栽培 700ha 環境保全型農業 1,300ha〕	1,705 ha 〔有機農業 471ha 特別栽培 440ha 環境保全型農業 794ha〕	1,816 ha 〔有機農業 592ha 特別栽培 436ha 環境保全型農業 788ha〕	

#### (3) 課題等

環境保全型農業直接支払交付金制度は、令和2年度から第2期が始まり、単価の変更や国際水準の有機農業が求められる等、大幅な制度変更があるため、対象農家が要件未達成とならないよう、より一層の周知と支援が必要である。

#### (4) 取組方針（R2年度）

環境にやさしい農業を實踐できる担い手を育成するため、新規就農者等を対象とした「エコ農業チャレンジ塾」を開催し、取組の拡大を図るほか、第2期環境保全型農業直接支払交付金制度の周知による取組の拡大を図る。

### 4 その他の取組実績（R元年度実績）

- 日本一健康な土づくり運動の推進（土づくりの匠 ㊸58名→㊹67名）
- 稲わらの焼却面積（㊸589ha→㊹555ha）34ha減



## 基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

- 推進目標
- 1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況
  - 2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）
  - 3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援

### 1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況

#### 【取組方針（R元年度）】

講習会等の開催を事業者に対して働きかけるとともに、参加人数の確保に向けて講習内容の充実に努める。

#### （1）取組実績（R元年度）

食品表示やHACCP等を内容とする事業者向け講習会の開催は446回、参加人数は16,407人で、前年度から開催回数で87回、参加人数で2,591人増加した。取組を実施する組織・団体等の割合は前年並の85%であった。



食品表示研修会の開催（むつ市）



米トレマスター研修会の開催（十和田市）

#### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 （現状）	R4年度 （目標）	H30年度 （前年）	R元年度 （実績）	
開催回数	407回	440回	359回	446回	
参加人数	17,040人	18,700人	13,395人	16,407人	
組織割合	82%	100%	85%	85%	

#### （3）取組方針（R2年度）

食品事故の発生や、関係法令・規範等の違反を未然に防ぐため、事業者の自主的な衛生管理意識の向上に向け、引き続き研修会等の開催を事業者に働きかけるとともに、参加人数の確保に向け、関係機関・団体間の連携・情報共有を密にし、講習内容の充実に努める。

## 2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）

### 【取組方針（R元年度）】

仕出し弁当業者等の大量調理施設に対し重点的に監視指導を行うほか、近年、発生の多いノロウイルス等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

### （1）取組実績（R元年度）

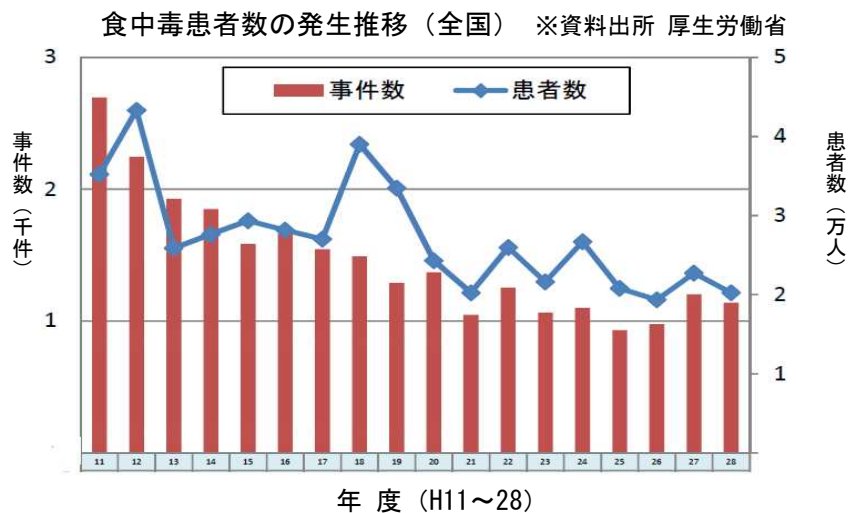
食品取扱施設に対する監視指導や、食品衛生責任者を対象とした講習会等により食品衛生指導に努めたものの、食中毒発生件数は4件、患者数は62人で、前年度より件数は1件増加し、患者数は85人減少した。

### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H27年度 (現状)	R4年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度 (実績)	
食中毒発生件数	5件	0件	3件	4件	
食中毒患者数	87人	0人	147人	62人	

### （3）課題等

食中毒発生事件数は全国的に下げ止まりの傾向があり、今後は高齢者の割合が増え、食中毒のリスクがより高まっていく可能性が問題視されている。食中毒の原因は、食品取扱者の健康管理、手洗いの実施、食品の衛生的取扱い等の一般的衛生管理が徹底されていないことによるものが多いことから、普段から行っている一般的衛生管理を適切に実施しつつ、その上で、HACCPに沿った衛生管理の手法を取り入れ、食品の安全性を向上させる必要がある。



### （4）取組方針（R2年度）

引き続き、仕出し弁当業者等の大量調理施設に対し重点的に監視指導を行うほか、近年、発生の多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

また、原則全ての食品等事業者を対象としてHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、食品等事業者に対し、その施設の取組状況に応じてきめ細やかに指導・助言を行う。

### 3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援

#### 【取組方針（R元年度）】

食品関係事業者に対し、食品衛生法改正内容を周知するほか、A-HACCPの取組やHACCPの導入を積極的に支援していく。

#### （1）取組実績（R元年度）

県内食品等事業者に対し、青森県HACCP推進連絡会議、保健所による施設監視時や食品関連イベント等においてHACCPに関する普及啓発を行ったところ、A-HACCP認証施設数は前年度から63施設増加して210施設、HACCP導入施設数は前年度から22施設増加して69施設となり、いずれも令和4年度の目標を前倒して達成した。



HACCPアドバンスセミナー（事業者向け）



県民への周知活動（七戸町）

#### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 （現状）	R4年度 （目標）	H30年度 （前年）	R元年度 （実績）	
A-HACCP認証施設数	91施設	141施設	147施設	210施設	
HACCP導入施設数	17施設	67施設	47施設	69施設	

#### （3）課題等

HACCPに関する普及啓発を積極的に行った結果、A-HACCP認証施設数及びHACCP導入施設数は令和4年度の目標を前倒して達成した。

導入施設数が増加し、HACCPの裾野が広がりつつある一方、中小規模の食品等事業者においては、人材不足やHACCPに関する理解不足により普及が進んでいない。

#### （4）取組方針（R2年度）

来年6月1日のHACCPに沿った衛生管理の本格施行に向けて、特に中小規模の食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、A-HACCP等の活用やHACCPを指導する人材の育成等によるHACCPへの取組を支援する。

### 4 その他の取組実績（R元年度実績）

○学校給食施設におけるドライ運用とドライシステム化（ドライ施設③75.3→①76.2%）



## 基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

- 推進目標
- 1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催
  - 2 学校給食における県産食材の利用割合

### 1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催

#### 【取組方針（R元年度）】

食品の安全・安心に関する研修会やイベント、講演会、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努めるとともに、参加人数の確保に向けて研修内容等の充実に努める。

#### （1）取組実績（R元年度）

消費者向けの研修会やイベント、公開講座などの開催回数は138回で前年より22回増加し、参加人数は23,795人で前年より4,826人増加した。取組を実施する組織・団体等の割合は前年度より20ポイント減少し、50%であった。

#### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度 (実績)	
開催回数	75回	120回	116回	138回	
参加人数	12,826人	16,600人	18,969人	23,795人	
組織割合	40%	100%	70%	50%	

#### （3）取組方針（R2年度）

食品の安全に関する正しい知識を習得し、自らが食品の安全対策に高い意識を持ち、実践する消費者を増やすため、引き続き、講習会やイベント、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努める。

### 2 学校給食における県産食材の利用割合

#### 【取組方針（R元年度）】

産地及び流通・加工業者等による検討会、学校栄養士等を対象とした生産現場での講座や調理講習会、県産加工品の試作品開発に向けた検討会、展示・試食会を開催する。

#### （1）取組実績（R元年度）

学校給食での県産食材利用率向上に向け、加工品等の供給拡大に向けた検討会議や、学校栄養士を対象とした現地講座等を開催した。平成30年度の学校給食における県産食材の利用割合は66.6%と前年度並となっている。

参考 食材利用率 H29主食・牛乳 97.9%、いも類・野菜 30.3%、水産物 21.6%  
H30主食・牛乳 98.0%、いも類・野菜 30.1%、水産物 20.6%

## (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H27年度 (現状)	R1年度 (目標)	H29年度 (前年)	H30年度 (実績)	
学校給食における県産 食材の利用割合	66.5%	67.0% 以上	66.8%	66.6%	

## (3) 課題等

栄養バランス、予算、調理時間など多くの制約がある学校給食において、県産食材の利用率を向上させるためには、学校栄養士などの関係者の理解を促進することが必要である。

## (4) 取組方針（R2年度）

県産利用率の低い食品群の供給拡大に向けた検討会議や、学校栄養士等を対象とした生産現場での研修会、県産加工品の展示・試食会等を開催する。

## 3 その他の取組実績（R元年実績）

○消費者と生産者の交流による相互理解の推進（㊟4回→㊠4回）

○消費生活相談窓口への「食の安全・安心に関する」相談件数（㊟39件→㊠56件）

<相談事例>

- ・あんず梅の蜂蜜漬けを食べたら口の中の軽い痛みとしびれを感じ、表示を確認すると漂白剤が添加物で使用されていた。問題ないか。
- ・スーパーで紫色のじゃがいもを買って、皮ごとボイルして食べたら体調を崩した。
- ・スーパーで購入した米に白い虫が入っていた。

## 基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます

### 推進目標 1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

#### 1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

##### 【取組方針（R元年度）】

食品表示ウォッチャー100名による食品表示状況のモニターを継続実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、きめ細かな指導や表示の改善を促していくことによって不適正店舗率0パーセントを目指す。

##### （1）取組実績（R元年度）

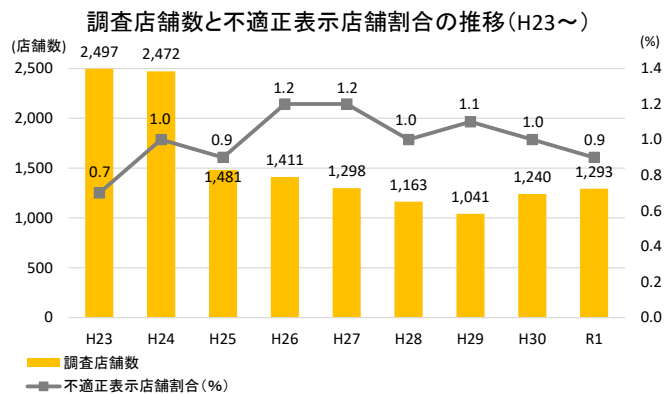
食品表示の適正化及び消費者の食品表示への理解促進を図るため、県内一般消費者を対象に青森県食品表示ウォッチャーの募集を行い、100名による食品表示状況のモニターを実施した。

併せて、ウォッチャー委嘱内定者を対象に、県内4か所で食品表示研修会を開催したほか、研修に参加できなかった者に対して個別指導を4回実施した。

ウォッチャーによる調査では、6か月の活動期間で計1,293店舗を調査し、報告された不適正店舗に対しては、県職員が個別に指導を行い、表示の改善を促した。



食品表示ウォッチャー研修会（青森市）



##### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 （現状）	R2年度 （目標）	H30年度 （前年）	R元年度 （実績）	
食品表示不適正店舗率	1.0%	0.0%	1.0%	0.9%	

##### （3）課題等

これまでの調査、指導の結果、令和元年度の食品表示不適正店舗率は0.9%と、前年度より0.1ポイント減少したほか、平成26年度以降は減少傾向にあり、食品表示の適正化が進んでいる。一方で、不適正店舗の中には食品表示制度の認識が十分とは言えない事業者もいるため、事業者向け研修会等を通じて、食品表示への理解、適正表示への取組をより一層周知し、指導する必要がある。

##### （4）取組方針（R2年度）

食品表示ウォッチャー98名による食品表示状況のモニターを継続実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、きめ細かな指導や表示の改善を促していくことによって不適正店舗率0パーセントを目指す。

## 2 その他の取組実績（R元年度実績）

- 県食品衛生監視指導計画に基づく食品の立入検査の実施  
立入検査：(㊿14,248件→㊿12,677件)
- 県産農林水産物等の放射性物質モニタリング調査の実施  
(㊿768件→㊿701件)、(㊿34品目→㊿57品目)
- 牛肉の放射性物質検査の実施  
牛肉の全頭検査 (㊿18,171頭→㊿17,276頭)
- 学校給食用食材の放射性物質調査の実施  
検査件数 (㊿585件→㊿359件)

## 基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます

推進目標 1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

### 1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

#### 【取組方針（R元年度）】

引き続き、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の発生に備え、関係者による情報連絡会議を開催するとともに、高病原性鳥インフルエンザについては、発生時の動員職員を対象とした演習のほか、地域県民局や協定締結団体との連絡体制及び作業手順を確認するための実動演習を実施する。

また、現在の口蹄疫防疫対応マニュアルを豚熱等の家畜伝染病を含めたマニュアルに改めるとともに、発生時の対応に関する研修会を開催する。

#### （1）取組実績（R元年度）

本県における高病原性鳥インフルエンザ等の発生に迅速に対応するため、関係者による情報連絡会議の開催や発生時に動員予定の庁内の職員を対象に防疫作業の内容を説明するとともに、豚での口蹄疫等の発生を想定して、実際に発生農場で作業の指揮をとる防疫対策チームによる模擬作業の演習を行い作業内容への理解を深めた。

また、これまで高病原性鳥インフルエンザ等と口蹄疫を別々に策定していた県対策マニュアルの見直しを行い、豚熱等の発生時にも対応できるよう県特定家畜伝染病対策マニュアルの1本化と県職員の動員方針の見直しを行った。



#### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R 4年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度 (実績)	
高病原性鳥インフルエンザの発生件数	2件	0件	0件	0件	
口蹄疫の発生件数	0件	0件	0件	0件	

#### （3）課題等

国内では豚熱の発生が収束していないことから、万が一の特定家畜伝染病の発生に備えて改正した県対策マニュアルに基づく役割分担を確認し、迅速に防疫作業を行うための訓練が必要である。

#### （4）取組方針（R2年度）

引き続き、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の発生に備えて、情報連絡会議を開催し、令和元年に改正した特定家畜伝染病対策マニュアルに基づき関係者の役割分担を確認するほか、特定家畜伝染病発生時の動員職員を対象とした防疫演習を実施する。また、地域県民局や協定締結団体との連絡体制及び作業手順を確認するための実動演習を実施する。

### 2 その他の取組実績（R元年度実績）

○内閣府食品安全委員会主催の「全国食品安全連絡会議」へ参加し、地方公共団体が実施するリスクコミュニケーションの取組に関する情報を収集（1回、R元. 5. 17）



## 基本方針Ⅵ 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

推進目標 1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

### 1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

#### 【取組方針（R元年度）】

引き続き、講演会やイベント等を通じて、食に関する正しい知識の向上を図るとともに、土づくりをはじめとした安全・安心な農産物生産に関する情報発信等により、県民の信頼度の向上に努め、県産品の消費拡大等を図る。

#### （1）取組実績（R元年度）

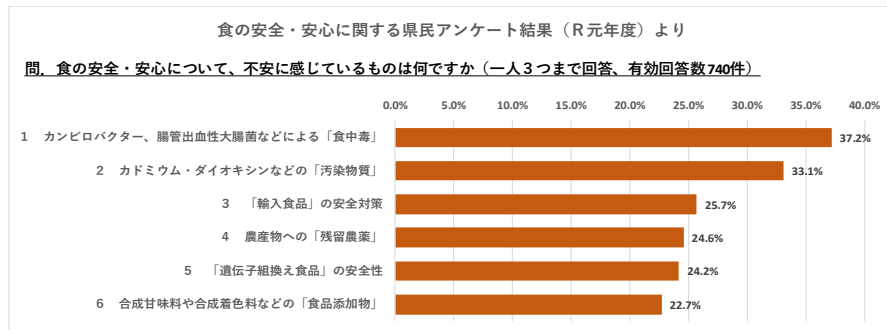
食の安全・安心に関する県民意識アンケート調査を、青森県生活協同組合連合会、青森県消費者協会の協力を得て実施した。調査の結果、815名（前年：733名）から回答があり、食の安全・安心に関する基礎知識を持つ県民の割合は94%で、前年度より3ポイント増加し、県産品に対する信頼度は78%で前年度より4ポイント減少した。

#### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度 (実績)	
基礎的知識を持つ県民の割合	85%	95%	91%	94%	
県産品に対する県民の信頼度	70%	95%	82%	78%	

#### （3）課題等

アンケート結果では、食に対し不安に感じていることとして「食中毒」(37.2%)や「汚染物質」(33.1%)など、食品を食べた時に健康被害が起きる危険性（食品リスク）に関する内容が最も多いことから、リスク分析に基づく正しい知識の習得や情報発信などが必要である。



#### （4）取組方針（R2年度）

消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、引き続き、イベントや研修の場を活用して食に関する正しい知識の向上や、食品リスクに関する正しい情報の発信に取り組むとともに、「健康な土づくり」をはじめとした、消費者から信頼される安全・安心な農産物生産の情報発信等により、県民の信頼度の向上を図り、県産品の消費拡大に努める。

### 2 その他の取組実績（R元年度実績）

- 消費者等からの要請を受けて実施した研修会等の実施（開催回数③02回→①2回）
- 県ホームページにおける放射性物質等に関する情報の随時公開  
⇒ホームページ「青森県産農林水産物の放射性物質調査結果」の開設（H24年7月）  
ホームページへのアクセス数（③09,895件→①8,270件）

「青森県食の安全・安心対策総合指針に基づく令和元年度取組実績及び令和2年度取組方針」等に関する質問・意見について

質問・意見等	左記に関する県取組等
<p>○青森県生活協同組合連合会 能登谷委員</p> <p>【資料1 p3】 エコファーマー認定者数について 認定期間（5年）を満了した人は、その後もエコファーマーと同じ農業生産方式で農業を続けているのか、調査したことはありますか。 より高い認証制度へ誘導することも大事だが、持続性の高い農業生産方式を続ける農業者を増やしていければよいと考えます。</p>	<p>認定期間を満了し、再認定を受ける場合はエコファーマーとしての実施状況を報告することになっていますが、再認定を受けない場合はその報告義務が生じないことから、再認定を受けない人がエコファーマーと同じ農業生産方式で農業を続けているのかどうかの実態を把握していません。 委員ご指摘のとおり、エコファーマー認定の有無に関わらず、持続性の高い農業生産方式は、環境にやさしい農業技術の基本となることから、今後、エコ農業チャレンジ塾等の機会を通じて農業者に啓発していきます。 (食の安全・安心推進課)</p>
<p>○青森県畜産農業協同組合連合会 山内委員</p> <p>【資料1 p4】 その他の取組実績（稲わらの焼却面積） まだまだ焼却面積が多いが、マッチングの状況と今後の対策強化について伺います。</p>	<p>マッチングリストによる稲わら流通促進の取組は、平成28年度から実施し、令和元年度のマッチングリスト掲載者は、販売希望者8名、買取希望者4名となっており、成立数量は、4,191トンで、前年度から1,099トン増加しています。 今後は、稲わら有効利用の促進に向け、肥育牛生産に欠かせない粗飼料としての稲わら供給を拡大するため、令和元年度に作成した「稲わら収集技術体系マニュアル」を活用し、津軽地域における新規稲わら収集事業者の確保・育成に取り組みます。 また、焼却防止活動として、焼却が目立つ地域に重点指導地区を設定し、県、市町村、農協と連携しながら、個別指導を徹底・強化していきます。 (食の安全・安心推進課)</p>

質問・意見等	左記に関する県取組等
<p>○青森県畜産農業協同組合連合会 山内委員</p> <p><b>【資料1 p5】</b>  <b>食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況について</b>            新型コロナウイルスの感染症対策を講じながらの開催は大変だと思うが、今後の対応について伺いたい。</p>	<p>現時点では、事業者及び関係団体等の協力を得ながら3密防止対策を講じた上で、講習会等の開催や講師派遣要請への対応を行う予定です。</p> <p>(食の安全・安心推進課)</p>
<p>○東北女子短期大学 北山委員</p> <p><b>【参考資料3 p5】</b>  <b>学校給食での地元食材の活用促進（令和2年度取組計画）について</b>            学校給食での地元食材の利用にあたっては様々な制約があるためなかなか数値が伸びない状況が続いている。            令和2年度の取り組みとして「検討会」があげられているが、これを「意見交換会」とし、学校側、供給側、行政側の話し合いの場としてはどうか。            そこから地域全体において給食への地場産利用拡大の意識が高まると思われる。</p>	<p>検討会では、学校給食における県産利用率の向上に向け、使用量が多いものの県産利用率が低い品目の中から、県産に置き換えが可能な品目を選定し、関係する生産者、加工業者、流通業者、栄養教諭等を参集して意見交換を行うこととしています。</p> <p>(総合販売戦略課)</p>
<p><b>【資料1 p13】</b>  <b>食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）について</b></p> <p>県産品に対する信頼度は前年より4%減少し、78%となっているが、どのような部分に不安を感じているかを知りたい。下記に記載されているアンケート内容は県産品についての不安でしょうか。            目標値を95%と設定しているため、前年にプラスした新しい取組が必要とおもわれる。</p>	<p>アンケートでは、県産品に対する信頼度について、具体的な不安内容まで把握するものとはなっていません。            資料に記載されている「不安を感じているもの」は、県産品に限らず、食の安全・安心の全般に関する不安について回答いただいているものです。            なお、参考までに、この質問について、県産品に対する信頼度が低い回答者（全体の22%）の回答で多かったものは、①食中毒、②輸入食品、③遺伝子組換え食品の順でした。            委員ご指摘のとおり、消費者の不安解消をより積極的に進めるため、アンケートを見直しして具体的な内容を把握するほか、出前講座やイベント等の場を活用した情報発信の実施、消費者と産地の交流会の開催など、相互理解の促進につながる様々な取組に努めていきます。</p> <p>(食の安全・安心推進課)</p>